

報 告 第 1 6 号

令和 7 年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、令和 7 年度新居浜市一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和 7 年度 新居浜市一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画							実 績							比 較						
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳					支出済額	左 の 財 源 内 訳					年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳						
					特 定 財 源			一般財源	特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源				一般財源					
					国庫支出金	県 支 出 金	地方債		その他		国庫支出金	県 支 出 金		地方債	その他		国庫支出金		県 支 出 金	地方債	その他		
4 衛生費	2 清掃費	清掃センター 改修事業	6	154,665,000	36,077,000	-	99,700,000	18,888,000	-	135,785,100	36,077,000	-	83,500,000	-	16,208,100	18,879,900	0	-	16,200,000	18,888,000	△ 16,208,100		
			7	1,539,335,000	460,753,000	-	947,100,000	131,482,000	-	1,519,714,900	447,733,000	-	936,000,000	-	135,981,900	19,620,100	13,020,000	-	11,100,000	131,482,000	△ 135,981,900		
			計	1,694,000,000	496,830,000	-	1,046,800,000	150,370,000	-	1,655,500,000	483,810,000	-	1,019,500,000	-	152,190,000	38,500,000	13,020,000	-	27,300,000	150,370,000	△ 152,190,000		
8 土木費	6 住宅費	公営住宅建替 推進事業（第 二期工事）	4	684,100,000	342,050,000	-	342,000,000	-	50,000	665,200,000	332,600,000	-	332,600,000	-	-	18,900,000	9,450,000	-	9,400,000	-	50,000		
			5	360,800,000	180,400,000	-	180,400,000	-	-	351,400,000	174,919,000	-	176,400,000	-	81,000	9,400,000	5,481,000	-	4,000,000	-	△ 81,000		
			6	937,298,000	261,235,000	-	613,700,000	-	62,363,000	828,399,000	197,428,000	-	264,200,000	-	366,771,000	108,899,000	63,807,000	-	349,500,000	-	△ 304,408,000		
			7	-	-	-	-	-	-	111,581,000	50,295,000	-	53,400,000	-	7,886,000	△ 111,581,000	△ 50,295,000	-	△ 53,400,000	-	△ 7,886,000		
			計	1,982,198,000	783,685,000	-	1,136,100,000	-	62,413,000	1,956,580,000	755,242,000	-	826,600,000	-	374,738,000	25,618,000	28,443,000	-	309,500,000	-	△ 312,325,000		

参照条文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（継続費）

第145条（省 略）

- 2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがある場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 （省 略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省 略）

2～4 （省 略）

- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6、7 （省 略）

報 告 第 17 号

令和7年度新居浜市水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和7年度新居浜市水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和 7 年度 新居浜市水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画			実 績		比 較	
			年度	年割額	左の財源内訳	支払義務発生額	左の財源内訳	年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳
					損益勘定留保資金等		損益勘定留保資金等		損益勘定留保資金等
1 資本的支出	1 建設改良費	水道施設監視システム改修事業	5	0	0	0	0	0	0
			6	18,700,000	18,700,000	0	0	18,700,000	18,700,000
			7	449,300,000	449,300,000	445,500,000	445,500,000	3,800,000	3,800,000
			計	468,000,000	468,000,000	445,500,000	445,500,000	22,500,000	22,500,000

参照条文

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）抜粋

（継続費）

第 18 条の 2 （省 略）

- 2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合においては、継続費精算報告書を作成し、法第 30 条第 1 項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第 30 条第 6 項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

3 （省 略）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（決算）

第 30 条 （省 略）

2 ～ 5 （省 略）

- 6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 ～ 9 （省 略）

報 告 第 18 号

令和7年度新居浜市公共下水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和7年度新居浜市公共下水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和 7 年度 新居浜市公共下水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画					実 績				比 較			
			年度	年割額	左の財源内訳			支払義務 発 生 額	左の財源内訳			年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳		
					国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
1 資本 的支出	1 建設 改良費	下水処理場 改築事業 (自家用発 電設備、中 央監視装置 等)	5	100,000,000	55,000,000	45,000,000	0	0	0	0	0	100,000,000	55,000,000	45,000,000	0
			6	260,000,000	143,000,000	105,300,000	11,700,000	123,084,000	67,696,200	54,300,000	1,087,800	136,916,000	75,303,800	51,000,000	10,612,200
			7	300,000,000	165,000,000	121,500,000	13,500,000	536,916,000	295,303,800	228,100,000	13,512,200	△ 236,916,000	△ 130,303,800	△ 106,600,000	△ 12,200
			計	660,000,000	363,000,000	271,800,000	25,200,000	660,000,000	363,000,000	282,400,000	14,600,000	0	0	△ 10,600,000	10,600,000
		雨水ポンプ 場改築事業 (遠隔監視 設備、ポン プ設備等)	5	100,000,000	50,000,000	50,000,000	0	0	0	0	0	100,000,000	50,000,000	50,000,000	0
			6	200,000,000	100,000,000	100,000,000	0	111,831,000	55,915,500	56,000,000	△ 84,500	88,169,000	44,084,500	44,000,000	84,500
			7	278,000,000	139,000,000	139,000,000	0	416,169,000	208,084,500	208,000,000	84,500	△ 138,169,000	△ 69,084,500	△ 69,000,000	△ 84,500
			計	578,000,000	289,000,000	289,000,000	0	528,000,000	264,000,000	264,000,000	0	50,000,000	25,000,000	25,000,000	0

参照条文

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）抜粋

（継続費）

第 18 条の 2 （省 略）

- 2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合においては、継続費精算報告書を作成し、法第 30 条第 1 項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第 30 条第 6 項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

3 （省 略）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（決算）

第 30 条 （省 略）

2 ～ 5 （省 略）

- 6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 ～ 9 （省 略）

報 告 第 19 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.83)	— (16.83)	3.3 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 表中の括弧内の数値は、それぞれの早期健全化基準である。
- 2 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「－」の記号は、赤字がないことを表示している。
- 3 表中の将来負担比率の「－」の記号は、将来負担額が充当可能財源等を下回っていることを表示している。

（以上の審査意見書 別冊）

参照条文

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）抜粋

（健全化判断比率の公表等）

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2 ～ 7 （省 略）

報 告 第 2 0 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	(20.0)
工業用水道事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
渡海船事業特別会計	—	

備考 表中の「—」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。

（以上の審査意見書 別冊）

参照条文

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）抜粋

（資金不足比率の公表等）

第 22 条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 （省 略）

報 告 第 2 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

和解及び損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 9 号

和解及び損害賠償の額の決定について

イラストの無断使用による著作権の侵害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年6月26日

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 和解の相手方 （省 略）

2 事件の概要

平成28年5月1日発行の「新居浜市瀬戸会館だより」において使用していたイラスト1点について、著作権を有する相手方の許諾を得ずに当該イラストを使用したことにより、相手方の著作権を侵害した。

3 和解の内容

（1）新居浜市は、相手方が著作権を有するイラスト1点を、平成28年5月1日に発行し、及びホームページ上に公開した「新居浜市瀬戸会館だより」において無断使

用していたこと（以下「本件」という。）を認め、謝罪の意を表する。

（２）新居浜市は、相手方に対して、令和８年７月３０日限り、本件の損害賠償金として金３５万２，０００円を支払う。なお、振込手数料は、新居浜市の負担とする。

（３）新居浜市は、本件で使用していた当該イラストについて、インターネット上から削除したことを確約する。

（４）新居浜市は、相手方に対して、今後相手方が著作権を有するイラストを無断使用しないことを確約する。

（５）新居浜市と相手方は、本件に関し、前各号に掲げる事項以外には、何ら債権債務の存在しないことを相互に確認する。

報 告 第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 0 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年7月28日

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 損害賠償の額 1 0 0 万 1 7 5 円

2 損害賠償の相手方 （省 略）

3 事故の概要

令和5年12月28日午後2時49分頃、主要地方道壬生川新居浜野田線（磯浦町10番地先路上）において、東進中の公用車が、前方で信号待ちのため停車していた相手方の普通自動車に接触。相手方が負傷し、車両を損傷させた。

報 告 第 2 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

和解について



処 分 書

専 決 第 1 1 号

和解について

送電事故の影響により新居浜市清掃センターの発電設備が停止した事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年7月28日

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 和解の相手方 (1) 香川県高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社
代表取締役 高 畑 浩 二
(2) 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力送配電株式会社
代表取締役 白 銀 隆 之

2 事件の概要

令和6年11月9日午後8時22分頃から同日午後11時58分頃にかけて、相手方の過失を起因とした送電事故の影響により、新居浜市清掃センターの発電設備が停止したため、電力の供給を受ける必要が生じ、不測の電気料金が発生した。

3 和解の内容

- (1) 相手方(1)は、新居浜市に対し、新居浜市清掃センターの発電設備が停止した件(以下「本件」という。)による損害賠償金として金76万9,288円を、令和8年9月30日限り、新居浜市の発行する納入通知書により支払う。
- (2) 新居浜市は、相手方(1)から前号の金員を受領のうえは、以後本件に関して、理由の如何を問わず、相手方(1)及び相手方(2)に対して、何らの請求をしない。
- (3) 新居浜市は、この示談の内容及び関連する資料について、相手方(1)が必要に応じ、相手方(2)に提供することを了承する。

報 告 第 2 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

処 分 書

専 決 第 1 2 号

損害賠償の額の決定について

ボランティア活動中の自転車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年8月7日

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 損害賠償の額 37万9,685円

2 損害賠償の相手方 （省 略）

3 事故の概要

令和8年6月6日午前11時10分頃、市道中萩角野線 （省 略）

において、角野校区地域教育力向上プロジェクト推進事業にボランティアとして参加していた生徒が運転する自転車が、交差点を右折する際にハンドル操作を誤り、相手方自宅の門扉に衝突して破損させた。

認 定 第 1 号

決算の認定について

令和7年度決算を監査委員の意見を付けて、次のとおり認定に付する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 令和7年度新居浜市水道事業会計決算
- 2 令和7年度新居浜市工業用水道事業会計決算
- 3 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計決算

(以上の決算書及び審査意見書 別冊)

参照条文

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（決算）

第 30 条 （省 略）

2、3 （省 略）

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例日（同条第 6 項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5 （省 略）

6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7～9 （省 略）

認 定 第 2 号

決算の認定について

令和7年度決算を監査委員の意見を付けて、次のとおり認定に付する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 令和7年度新居浜市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和7年度新居浜市渡海船事業特別会計歳入歳出決算
- 3 令和7年度新居浜市平尾墓園事業特別会計歳入歳出決算
- 4 令和7年度新居浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 6 令和7年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

(以上の決算書及び審査意見書 別冊)

参照条文

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（決算）

第 233 条 （省 略）

2 （省 略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。

4 （省 略）

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6、7 （省 略）

議 案 第 5 7 号

新居浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

新居浜市の特定の事務を取り扱う郵便局を次のとおり指定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 指定する郵便局の名称

- (1) 新居浜萩生郵便局
- (2) 新居浜山根郵便局
- (3) 新居浜駅前郵便局
- (4) しんすか郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第 2 条第 7 号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和 9 年 1 月 4 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで。ただし、当該期間満了の 2 月前までに、新居浜市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を 1 年間延長することとし、以後も同様とする。

提案理由

新居浜市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 3 項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号）抜粋

（郵便局の指定等）

第 3 条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

（ 1 ） ～ （ 4 ） （ 省 略 ）

2 （ 省 略 ）

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第 1 項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4、5 （ 省 略 ）

議 案 第 5 8 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 取 得 の 物 件 | 小型動力ポンプ付積載車 2 台 |
| 2 | 取 得 の 目 的 | 市内全域における防災を主目的とし、建物火災をはじめ各種災害
に至るまで、幅広い災害に対して放水消火活動等を円滑に実施す
るため |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 取 得 価 格 | 3, 2 5 6 万円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 松山市大手町一丁目 1 0 番地 1
株式会社岩本商会
代表取締役 仙 波 誉 子 |

提案理由

小型動力ポンプ付積載車 2 台を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議 案 第 59 号

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に、国民健康保険料に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務を加え、愛媛地方税滞納整理機構規約を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成 18 年 2 月 3 日愛媛県指令 17 市第 1371 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「並びに森林環境税」を「、森林環境税」に改め、「されている森林環境税」の次に「並びに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

国民健康保険料に係る滞納処分等を行うための愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務及び規約の変更に係る協議について、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 （省 略）

第 286 条の 2 ～ 第 289 条 （省 略）

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議 案 第 6 0 号

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日愛媛県指令18市第1283号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「26人」を「25人」に改める。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

関係市町の人口の変動により、広域連合議会の議員定数の見直しを行うことに伴う愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 （省 略）

第 291 条の 4～第 291 条の 10 （省 略）

（議会の議決を要する協議）

第 291 条の 11 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議 案 第 6 1 号

新居浜市景観条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市景観条例の一部を改正する条例

新居浜市景観条例（令和 2 年条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行する。

提案理由

景観法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議 案 第 6 2 号

新居浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

新居浜市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市職員の自己啓発等休業に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己啓発等休業の承認）

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第 2 6 条の 5 第 1 項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

（自己啓発等休業の期間）

第 3 条 法第 2 6 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては 2 年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3 年）、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)
- (3) 前2号に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する教育施設で任命権者が適当と認めるもの

(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範

囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることで、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員

との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給日（新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）第5条第4項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 新居浜市職員の退職手当に関する条例（昭和35年条例第12号。以下「退職手当条例」という。）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 自己啓発等休業の承認その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うこと

ができる。

（新居浜市職員定数条例の一部改正）

- 3 新居浜市職員定数条例（昭和34年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員

（新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 4 新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第15条の3 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 5 新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第15条の2 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

提案理由

地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。

議 案 第 6 3 号

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の
一部を改正する条例

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成 3 0 年
条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に、「償却資
産」を「償却資産（所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 6 条第 1 号から第 3
号まで又は法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）第 1 3 条第 1 号から第 3 号まで
に掲げるものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

固定資産税の特例措置の適用を受ける地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認
定の期限を延長する等のため、本案を提出する。

議 案 第 6 4 号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成 9 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市営住宅の表治良丸西団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

施設の老朽化に伴い、治良丸西団地を廃止するため、本案を提出する。

議 案 第 6 5 号

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 2 4 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条ただし書中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、」に、「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第 7 項（公的個人認証法第 2 2 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により」に、「「個人番号カード」を「「個人番号カード等」に改める。

第 1 6 条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を利用した印鑑登録証明の申請を可能とするため、本案を提出する。

議 案 第 6 6 号

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市火葬場設置及び管理条例（昭和 5 8 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「使用者又は死亡者が次の各号のいずれかに該当する」を「特に必要があると認める」に改め、同条各号を削る。

別表中

「

火葬室	死体（1 2 歳以上）	1 体	無料	2 0 , 0 0 0 円
	死体（1 2 歳未満）	1 体	無料	1 0 , 0 0 0 円
	死胎	1 胎	無料	4 , 5 0 0 円

」を

「

火葬室	死体	1 体	1 0 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円
	1 8 歳未満	1 体	無料	2 0 , 0 0 0 円
	死胎	1 胎	無料	9 , 0 0 0 円
	改葬遺骨	1 基（3 体まで）	1 0 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円

」に

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「市内」とは、使用者が市内に住所を有する者である場合又は死亡者が死亡時に市内に住所を有していた者である場合をいい、「市外」とは、市内以外の場合をいう。
- 2 「18歳未満」とは、死亡者が死亡時に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあった者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市火葬場の火葬室に係る使用料の額の改定を行うとともに、火葬室の使用に係る年齢等の使用区分の見直しを行う等のため、本案を提出する。

令和8年度 新居浜市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ466,925千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,361,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年9月1日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		10,200,347	240,442	10,440,789
	1. 国庫負担金	8,134,037	101,000	8,235,037
	2. 国庫補助金	2,036,430	139,442	2,175,872
15. 県支出金		4,471,048	7,154	4,478,202
	1. 県負担金	3,039,832	1,117	3,040,949
	2. 県補助金	1,133,153	6,037	1,139,190
17. 寄附金		831,001	3,500	834,501
	1. 寄附金	831,001	3,500	834,501
18. 繰入金		1,001,623	10,500	1,012,123
	1. 基金繰入金	1,001,623	10,500	1,012,123
19. 繰越金		900,000	35,855	935,855
	1. 繰越金	900,000	35,855	935,855
20. 諸収入		1,550,389	20,174	1,570,563
	4. 雑入	715,650	20,174	735,824
21. 市債		5,151,600	149,300	5,300,900
	1. 市債	5,151,600	149,300	5,300,900
歳入合計		55,894,684	466,925	56,361,609

千 円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出		千 円		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		5,126,313	37,976	5,164,289
	1. 総務管理費	4,130,203	33,928	4,164,131
	3. 戸籍住民基本台帳費	350,103	4,048	354,151
3. 民生費		23,894,925	23,282	23,918,207
	1. 社会福祉費	10,936,230	13,798	10,950,028
	2. 児童福祉費	10,625,188	9,484	10,634,672
6. 農林水産業費		787,972	4,797	792,769
	1. 農業費	543,056	4,797	547,853
8. 土木費		4,795,583	110,574	4,906,157
	2. 道路橋りょう費	960,146	30,000	990,146
	3. 河川費	257,386	5,000	262,386
	4. 港湾費	472,541	52,000	524,541
	5. 都市計画費	2,259,905	3,400	2,263,305
	6. 住宅費	389,819	20,174	409,993
10. 教育費		8,400,112	146,971	8,547,083
	6. 保健体育費	1,493,573	146,971	1,640,544
11. 災害復旧費		30,000	143,325	173,325
	1. 農林水産業施設災害復旧費	20,000	20,409	40,409

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

千 円

千 円

歳入歳出予算補正

(歳 出)

千 円

第2表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 港湾費	廃棄物埋立護岸対策事業	52,000

第3表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
現 年 災 害 復 旧 事 業	千円 50,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により 翌年度に繰越して借入れする ことができる。	% 年 5.0以内（ただし、利率見直 し方式で借り入れる政府資金及 びその他公的資金について、利 率の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期 間及び償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
計	50,800	—	—	—

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 建 設 事 業	千円 158,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 210,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
社 会 資 本 整 備 事 業	562,700				576,400			
防 災 対 策 事 業	2,946,200				2,953,400			
教 育 施 設 等 整 備 事 業	560,200				585,800			
計	5,151,600	—	—	—	5,250,100	—	—	—

令和8年度 新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和8年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,721,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

千 円

千 円

(歳 入)

千 四

歳入 歳出 予算 補正

(歲 出)

千 円

議 会 議 案 第 2 号

自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書の提出に
ついて

地方自治法第99条の規定により、自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進
に関する意見書を次のとおり提出する。

令和8年9月17日提出

新居浜市議会議員	仙	波	憲	一
新居浜市議会議員	高	塚	広	義
新居浜市議会議員	河	内	優	子
新居浜市議会議員	越	智	克	範
新居浜市議会議員	篠	原		茂
新居浜市議会議員	山	本	健	十郎
新居浜市議会議員	伊	藤	謙	司

自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書

近年、世界各地において紛争や国際情勢の緊迫化が続き、我が国を取り巻く安全保障
環境は一層厳しさを増している。また、大規模自然災害が頻発する中、自衛隊は国防の
みならず、災害派遣や人命救助など国民生活の安全・安心を支える重要な役割を担って
いる。

このような中、自衛官の要員不足は依然として深刻な状況にあり、志願者数の低迷や
中途退職者の増加など、継続的な自衛官の確保が大きな課題であり、人口減少という構
造的要因に加え、安全保障環境の変化などの外的要因も影響していると考えられる。

また、自衛官の処遇、すなわち賃金が勤務環境の特殊性や課された制約に十分見合っているとはいえない面があること、24時間体制下での高い拘束性、若年定年制による将来設計の難しさ、幹部自衛官に多い転勤負担なども退職の要因と指摘されており、若年層の退職が多いことは看過できない状況である。近年ますます複雑化・高度化する防衛任務に的確に対応し、構造的要因等に左右されることなく安定的に人材を確保していくためには、現役自衛隊員の処遇改善を着実に進めることが不可欠である。

さらに、定年等により退職する自衛官は、厳格な規律性、組織運営能力、高度な専門知識、危機管理能力を備えた極めて有為な人材である。これらの能力は行政機関や民間企業など多様な分野において十分発揮され得るものであり、退職後も国民生活の安全と社会の安定に寄与できる重要な担い手として活躍できる環境を整えることが極めて重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 自衛隊員の給与、手当、住居、休日及び福利厚生等を含む処遇の更なる改善を図ること。
- 2 自衛隊の人材確保及び人材定着を目的とした継続的かつ実効性のある施策を推進すること。
- 3 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実及び再就職支援体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月17日

新居浜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

内閣官房長官

財務大臣

防 衛 大 臣

提案理由

口頭説明